

# 世界は動き出した — 広がる気候訴訟

2026年7月18日（土）

若者気候訴訟 提訴2周年記念イベント

京都大学 特定助教

一原雅子

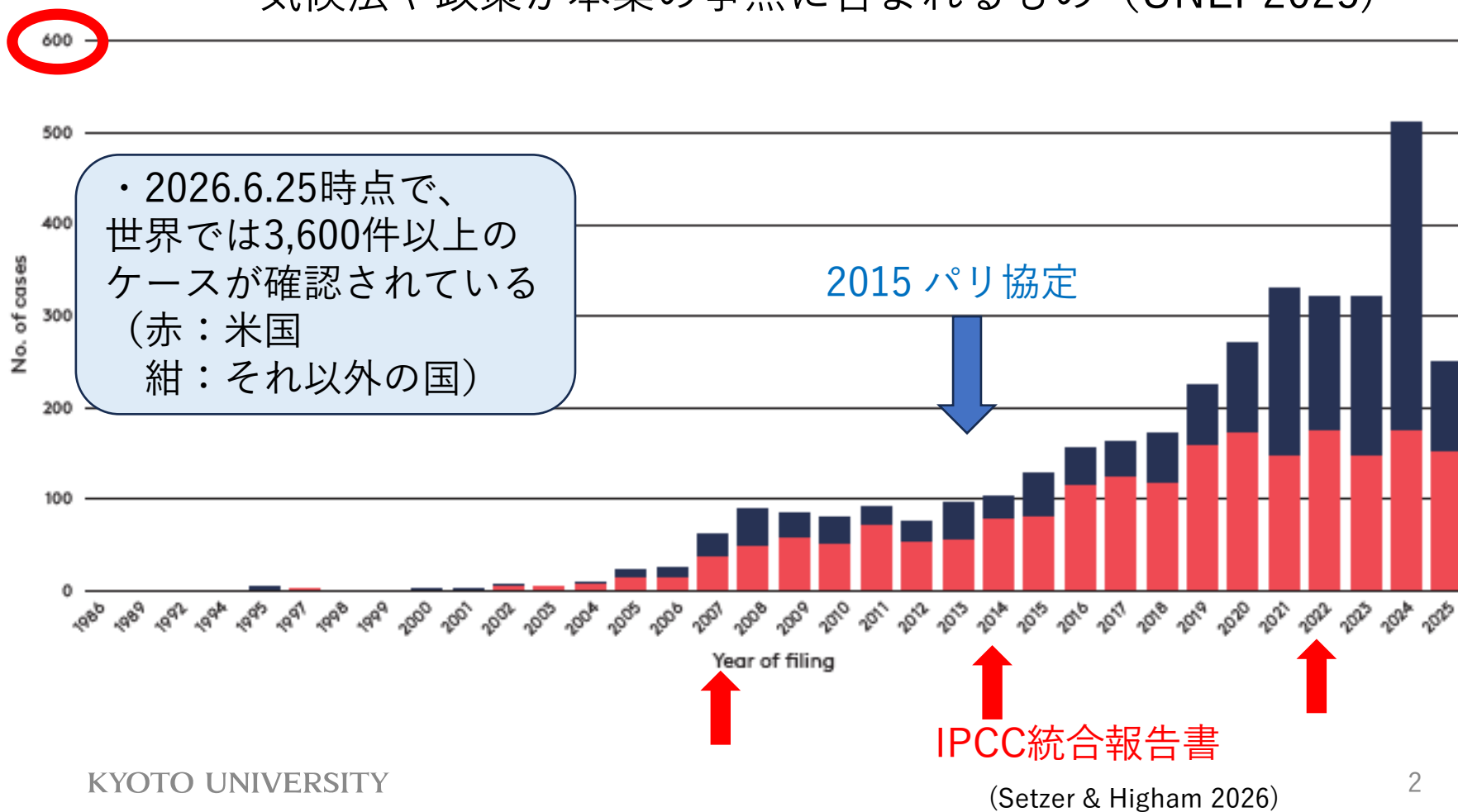
京都大学



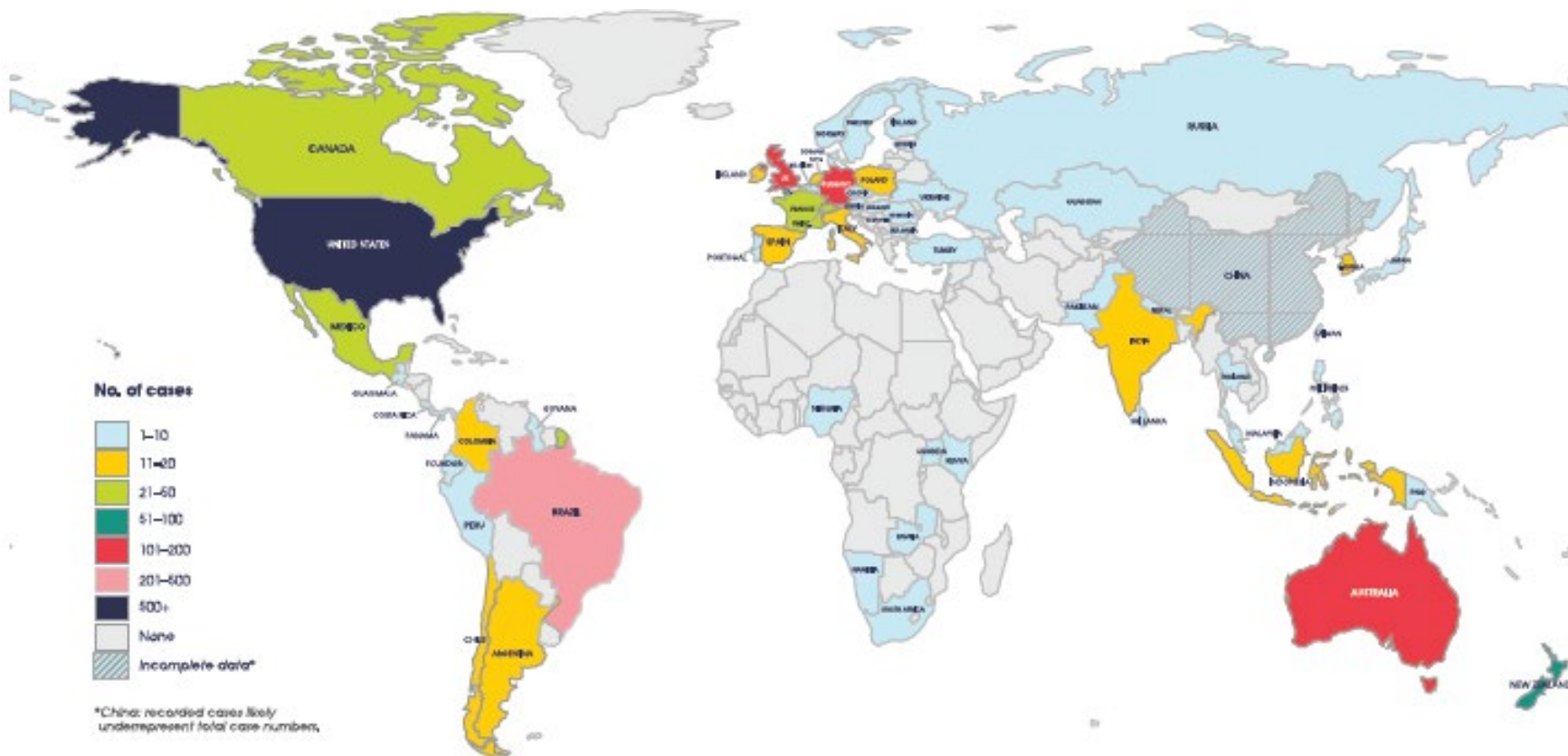
KYOTO UNIVERSITY

# 気候訴訟とは：概要

【定義】 ①裁判所等の司法機関に持ち込まれた事件で、②気候科学・気候法や政策が本案の争点に含まれるもの（UNEP2025）



# 気候訴訟とは：概要

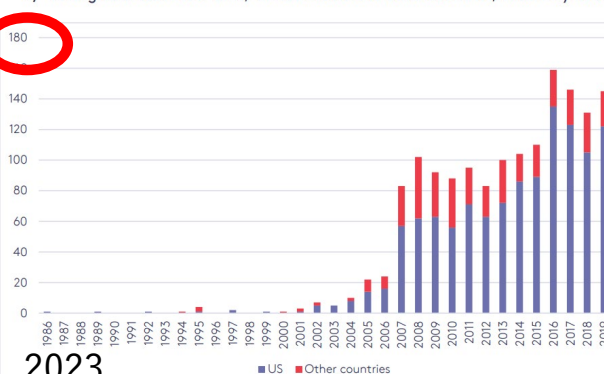


訴訟利用率の高い欧米にはじまり、近時は世界中で確認  
\* 定義の問題でアジアは少数にとどまっている可能性 (Lin 2024)

# 気候訴訟とは：概要 (参考：件数と割合の推移)

2020

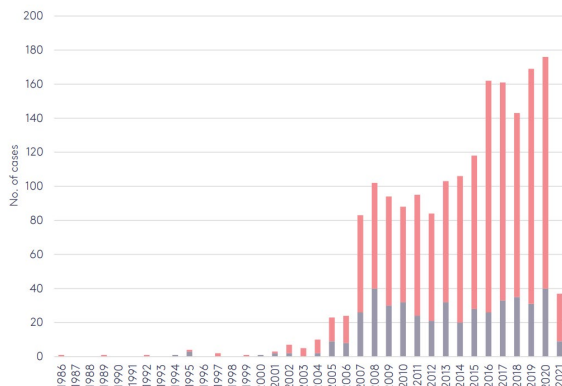
c) Total global cases over time, United States and other countries, 1986–May 2020



2023

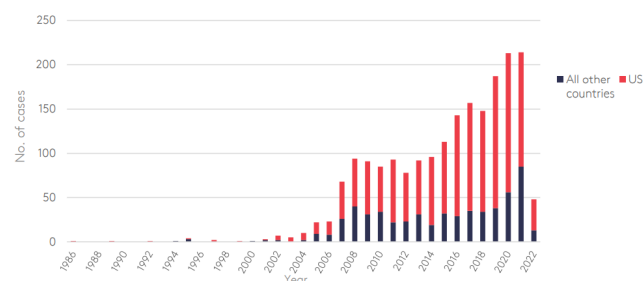
2021

Figure 1.1. Total cases over time, US and non-US, to 31 May 2021



2022

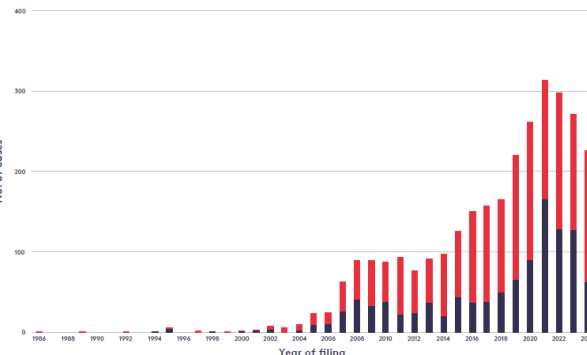
Figure 1.1. Total climate change cases over time, US and non-US (up to 31 May 2022)



Source: Authors based on CCLW and Sabin Center data

2025

Figure 1.1. Number of climate litigation cases within and outside the US, 1986–2024



2024

Figure 1.1. Number of climate litigation cases within and outside the US, 1986–2023

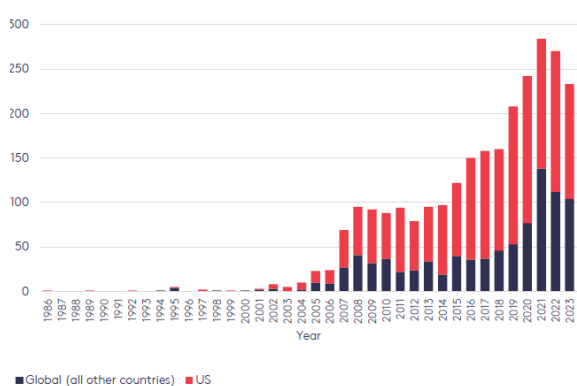
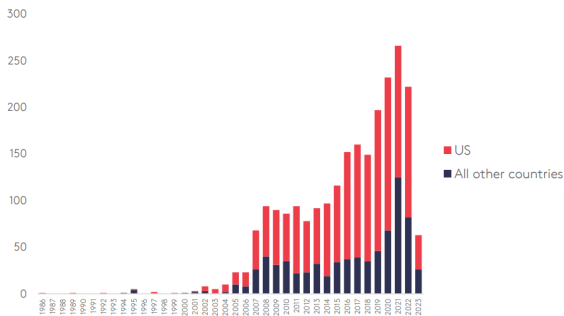


Figure 1.1. Total climate change cases over time, US and non-US (1986 to 31 May 2023)



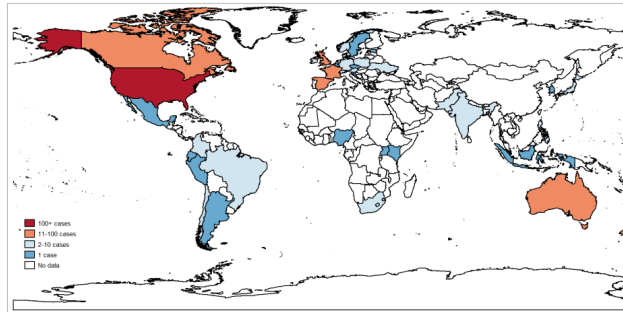
Note: Data collection for 2023 is still underway, and there may be a small delay between cases being filed and being identified and processed for inclusion in the databases, therefore the 2023 data are incomplete.

Source: Authors based on Sabin Center databases

# 気候訴訟とは：概要 (参考：地域的拡大の推移)

2020

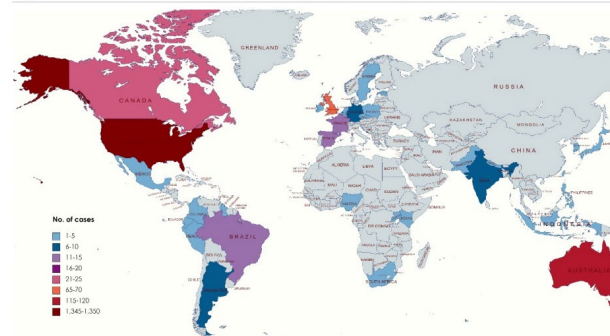
Figure 1.4. Climate litigation (no. of cases at the end of May 2020), based on CCLW and Sabin Center data



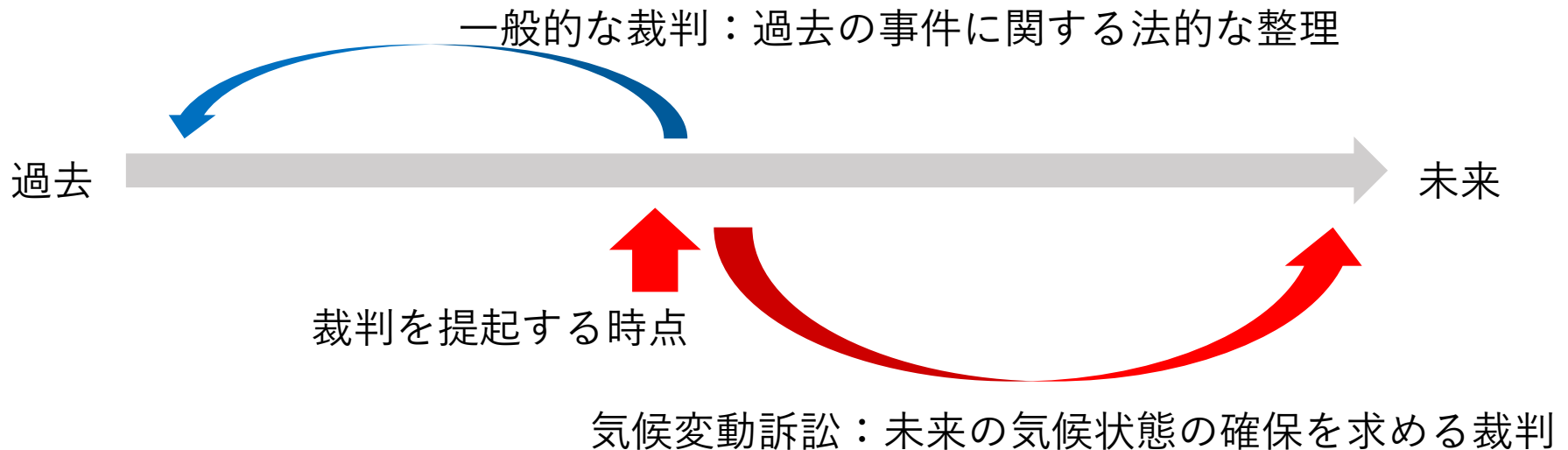
Note: Geographical distribution of 1,587 cases worldwide (1,213 climate lawsuits in the United States and 374 court cases in 37 countries)

2021

Figure 1.2. Number of cases around the world, per jurisdiction, to May 2021



# 気候訴訟とは：特徴 1： 「前向き訴訟」

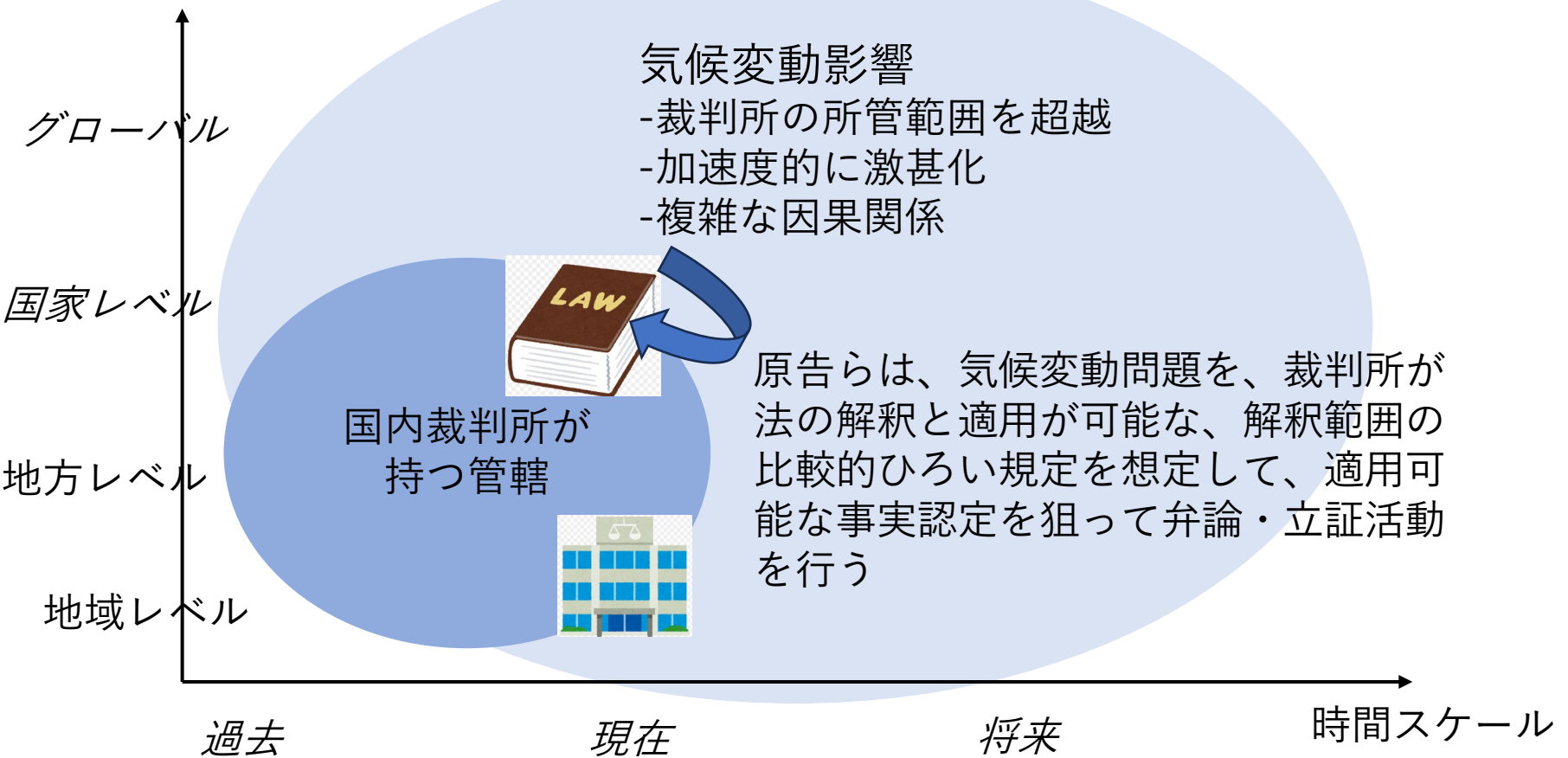


(原告の請求にみられる例)

- ・ 気候科学が示す知見に基づいて、1.5度目標の達成を不可能にするような排出を削減することを被告に命じる判決を求める (若者気候訴訟・日本)
- ・ 国が適切な気候変動対策 (気候システム保護を目的とした諸政策) を講じないことは、未来世代の環境権を侵害するもので、憲法に違反するものである旨の宣言を求める (Held v. States・米国)

# 気候訴訟とは：特徴 2： スケールの膨大さ

地域スケール



# 気候訴訟とは：特徴 3： “Ecosystem”

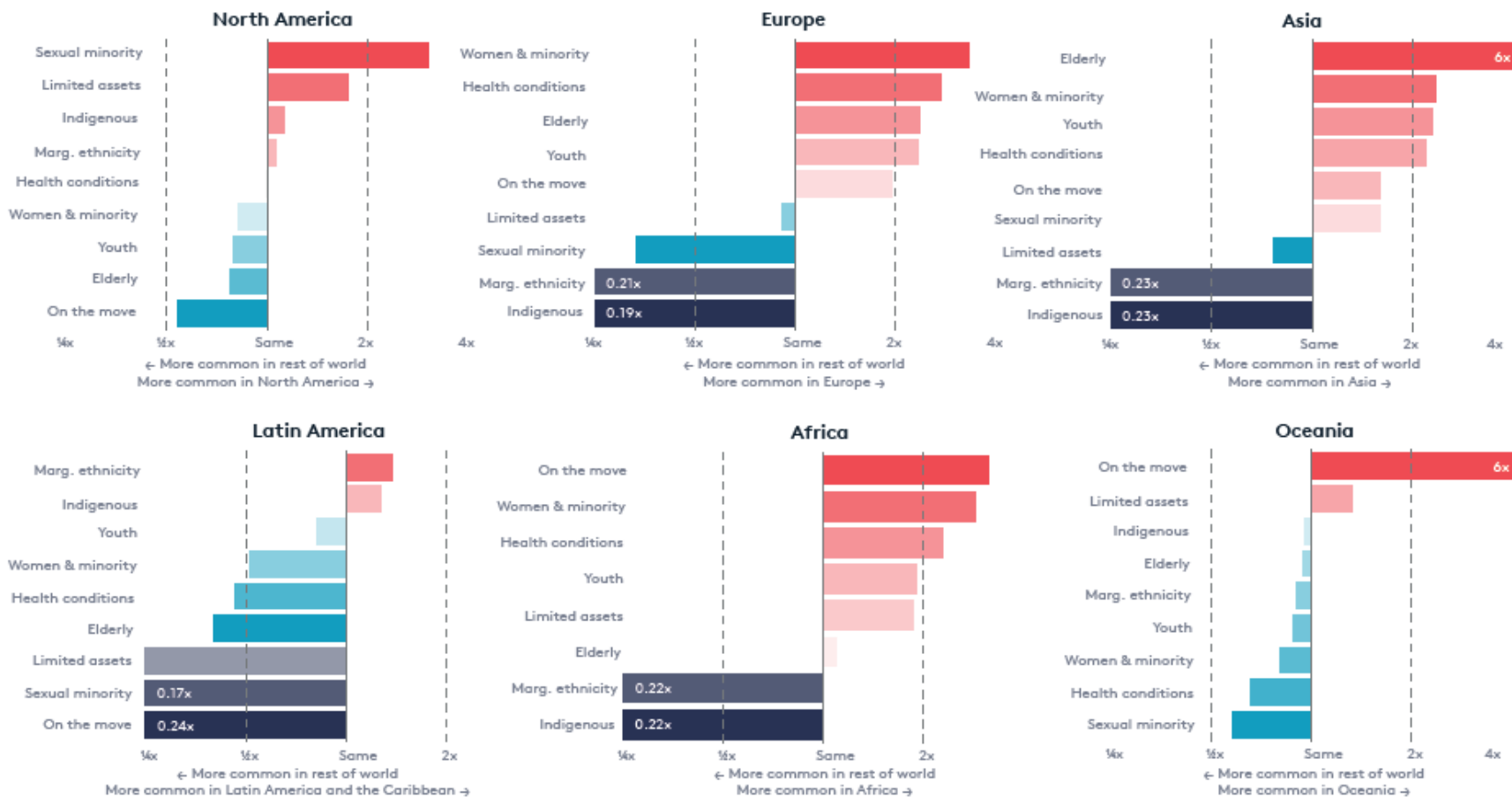
“国際的および地域的な気候変動に関する判例法は、互いに、あるいは国内の判例法から孤立して発展しているわけではない。むしろ、それらは、「複製と反復の漸進的なプロセス」の中で、法的原則や基準が司法レベルや管轄区域を越えて循環し、互いに形作っていく、必ずしも形式的な引用では捉えきれないような形で、新たなエコシステムを構成している”

ry opinions have  
domestic law  
s leading to the  
driven by  
pace of h-



# 気候訴訟とは：特徴4： 社会的弱者の声を反映する

Figure 2.3. Most over- and under-represented groups in each region compared with the global average



若者と先住民族が、世界的に見て最も気候訴訟で頻繁に言及される脆弱な集団であることが明らかとなった

# 気候訴訟と三権分立

国民のwell-beingは  
政治問題か人権問題か  
→双方からのアプローチが必要

立法

選挙により選ばれた議員が、  
多数決により国のルールを制定

法律による行政

議員の任期≡選出母体の利益反映圧力  
多数決→少数派の意見が  
反映されにくい

市民

司法審査

行政

立法府が制定したルールに基づいて  
具体的な政策を実施

司法

「人権の砦」「理性の府」  
法律に基づいて個別具体的な  
事件を処理

\* 権利行使の途を十分に確保しないと  
この権利は事実上奪われることになる

市民から国家権力の発動を促す手段  
(「裁判を受ける権利」\* (憲法32条1項))  
Case lawの積み上げ

# 世界の事例

## 世界の事例1：Urgenda Foundation v. State of the Netherlands 事件 (提訴：2013年・最高裁判決：2019年12月)

### 事件の概要：

原告が886名のオランダ国民の利益を代表し、国が従来掲げていた温室効果ガス削減目標（2020年までに対1990年比で30%）を20%まで引き下げたことを受け、目標値の引き上げ（40%、または少なくとも25%）を行うよう命じる判決を裁判所に求めた事件

### 裁判所の判断：

3審通じて原告の主張を下限の請求の範囲で認容し、一国の最高裁判所として世界で初めて、政府に対して適切な気候変動対策を講じるよう命じた



<https://www.urgenda.nl/en/themas/climate-case/>

KYOTO UNIVERSITY

# 世界の事例

## 世界の事例2：KlimaSeniorinnen v Switzerland事件

（提訴：2020年（元の事件）・最高裁判決：2024年12月）

### 事件の概要：

高齢者女性による団体と高齢女性4名）が、国は国民を気候変動に起因する人権侵害から保護する義務を負うところ、現行の気候変動対策は不十分であり、自分たちは高齢女性であることで他の一般人に比べて相対的に高温に対して脆弱であるため、既に権利侵害が生じているとして、国の義務違反を訴えた。事件は最高裁まで争われたが、最終的には2020年に原告敗訴となり、その後なお原告らがこれを同年、欧州人権裁判所に提訴した。



### 欧州人権裁判所の判断：

気候変動の特質について、因果関係の複雑性や汚染源の多様性、世代間衡平の観点から民主的決定が是正される必要性を指摘したうえで、国が気候変動影響から国民を保護する義務があると認め、スイス政府に具体的なタイムラインを伴う目標引き上げを行うべきと判断した。

KYOTO UNIVERSITY

<https://en.klimaseniorinnen.ch/>

# 世界の事例

## 世界の事例3：Do-Hyun Kim et al. v. South Korea事件

(提訴：2020年・憲法裁判所決定：2024年8月)

### 事件の概要：

2020年に19名の若者が、現行の気候変動対策法が不十分であるために憲法35条が保障する健康な環境に対する権利を侵害しているとして、国会に対して2026年2月までに同法を改正するよう命じる判決を求めて裁判を提起した。この事件と実質的な争点において共通する他の3事件が併合されて、以下の決定が下された。

### 裁判所の判断：

裁判所は、国家は憲法35条に基づき国民を気候変動影響から保護すべき義務を負うと認めた。そして、そのためには気候変動に関する国家の対策が科学的根拠と国際基準に基づく世界的な取り組みを考慮した上で、韓国の取り組みの割合を基に策定されるべきであり、将来に過度な負担を課さず、GHGの継続的な削減を確保する法的枠組みを基に策定されなければならないとした。



# 国際司法裁判所（ICJ）による勧告的意見（2025.7.23）

2024.3に国連総会が①気候変動に関して国が負う義務内容と②これに違反した場合に生じる責任について、国際司法裁判所に勧告的意見を要請

①について、

- ・ NDC（国が決定する貢献）の策定にあたり、共通だが差異ある責任原則と国家協調義務の下、各国家は相当の注意（due diligence）の下、世界全体として気候目標の達成が可能となるような目標を設定すべき義務を負う（＝完全な裁量はない）

- ・ この義務は国際慣習法からも基礎づけられる
- ・ 清浄で健康な持続的環境への権利は、あらゆる人権享受の前提として全ての人に保障される

②について

- ・ 違法行為により損害を与えた国に対して違法状態の解消、損害賠償等、複数の方法による責任を負う



<https://enb.iisd.org/international-court-justice-advisory-opinion-climate-change-23Jul2025>

勧告的意見には各国に対する法的拘束力はないが、事実上の影響力は大きい  
＋全裁判官一致による意見

# 日本の事例

2017.9 仙台パワーステーション  
操業差止訴訟（民事）提起  
→一審判断せず・控訴審で棄却

（補足）  
却下≡門前払い  
棄却≡請求内容認めず

2018.9 神戸製鋼石炭火力発電所  
増設等差止訴訟（民事）  
提起  
→一審・控訴審ともに請求棄却  
2018.11 同（行政）提起  
→三審とも請求却下

2025.12 気候正義訴訟（国賠）

2024.8 **若者気候訴訟**

2019.5 JERA石炭火力発電所建設  
差止訴訟（行政）  
→三審とも請求却下

# 国レベルの気候訴訟へ



Photo: © Marten van Dijk/Greenpeace

<https://elaw.org/trailblazing-bonaire-climate-case>

ボネール島気候訴訟判決（オランダ・ハーグ地裁2026年1月28日）は、勧告的意見を「国家には時宜に即した措置を講じる義務があるという国際的な合意」の証拠として引用し、ボネール島の気候変動適応策への資金提供について、オランダに対し時宜に即した措置を講じるよう命じた

# 司法を超えて、政治的影響へ

## 「気候変動対策は国家の義務」国連総会で決議採択 米は反対呼びかけ

2026年5月21日 8時42分 有料記事

サンフランシスコ=市野塊



[list](#) 2

コメントプラス

ダースレイダーさんのコメント



国連総会議場=2019年、米ニューヨーク

国連総会は20日、昨年7月に国際司法裁判所（ICJ）が出した、各国に気候変動対策の国際法上の義務を認める勧告的意見を支持する決議案を採択した。気候変動対策に後ろ向きな米国を中心に反対の呼びかけがあったが、約200の国連加盟国の大半が義務として捉えることに賛成。法的拘束力はないものの、各国の対策の強化が期待される。

<https://www.asahi.com/articles/ASV5N7R39V5NUHBI002M.html>

国際社会の多数の意志として採択されることで、勧告的意見には無視できない道義的・政治的影響力が生まれる

KYOTO UNIVERSITY

# 今後に向けて

○気候訴訟が目指すものは、個別事件の結果を超えた社会変革  
世界全体の政治が右傾化する今日、「人権の砦」「理性の府」である裁判所の役割が問われる

○気候変動問題は世界共通の深刻かつ未曾有の課題  
従来の枠におさまらない司法権の発動が世界全体で求められている  
と同時に、司法権に内在する制約を踏み越えてはならない

cf. 国際司法裁判所による勧告的意見

「…国連総会によって提起された問題は、**単なる法的な問題を越えている**。あらゆる生命体と我々の惑星の健全性そのものを危うくする、地球規模の存亡に関わる問題である。国連総会によってその権威が援用された国際法は、この問題の解決において重要ではあるが、究極的には限られた役割しか持たない。この困難かつ自ら招いた問題への完全な解決策は、法学、科学、経済学、その他を問わず、人類のあらゆる知識分野の貢献を必要とする。何よりも、永続的かつ満足のいく解決策には、我々自身と、まだ見ぬ将来世代の未来を確かなものにするために、個人、社会、政治の各レベルにおいて、我々の習慣、快適さ、そして現在の生活様式を変えらう、人類の意思と英知が必要とされる。この勧告的意見を通じて、ICJは、国連および国連に代表される国際社会の活動に参加し、**その結論が、進行中の気候危機に取り組むための社会的・政治的行動に対し、法が情報を提供し、導く一助となることを希望する。**」（本文パラグラフ456一部・久保田2025より）

# おまけ：最新動向ランチセミナー

連続オンラインセミナー「気候訴訟を知ろう」第4回

「2026 snapshot サマリー（速報版）」

7月24日（金）開催

オンライン



お申し込みは  
こちら↓



6月25日にLondon Grantham Research Institute on Climate Change and the Environmentから公開されたばかりの気候訴訟に関する報告書「Global trends in climate change litigation: 2026 snapshot」のサマリーを【速報版】として解説いたします。

日時：2026年7月24日（金） 12:00-13:00

態様・言語：オンライン（zoomを使用します）・日本語

# 主要参考文献・資料

スライド内で紹介した判決・勧告的意見の他、以下を主に参照した。

- ・久保田泉「法の支配に基づく新たな気候変動対策時代の幕開け—国際司法裁判所の勧告的意見を読み解く」国立環境研究所 社会システム領域 コラム（2025年8月8日）  
[https://www.nies.go.jp/social/navi/colum/ICJ\\_AO\\_climate.html](https://www.nies.go.jp/social/navi/colum/ICJ_AO_climate.html)
- ・Cyun Yuan Lin, 2024. “Peripheral Climate Litigation and Limited Judicial Dialogue: A Study on Climate Litigation in Taiwan (2002-2022)”
- ・Ivano Alogna, Christine Bakker, and Jean-Pierre Gauci, eds. 2021. Climate Change Litigation: Global Perspectives. DOI: <https://doi.org/10.1163/9789004447615>.
- ・Sabin Center Climate Litigation Database. <https://www.climatecasechart.com/>
- ・Setzer and Higham. 2026. Global Trends in Climate Change Litigation: 2026 Snapshot. Grantham Research Institute on Climate Change and the Environment.
- ・United Nations Environment Programme (2025), Climate change in the courtroom: Trends, impacts and emerging lessons. Nairobi.